

毛呂山町土砂の堆積による 土壌の汚染の防止 に関する条例について

条例の概要及び許可申請等の手引き

令和8年5月

生 活 環 境 課

目 次

1	土砂の堆積に係る土地の汚染調査の適用除外	2
2	土砂の堆積に係る届出	3
3	土砂の堆積を行う者の義務	3
4	汚染された土砂の堆積の禁止	3
5	土壌基準	4
6	土砂の堆積に係る土地の汚染調査	5
7	命令	7
8	罰則	7
9	書類の提出先等	7

毛呂山町土砂の堆積による土壌の 汚染の防止に関する条例について

毛呂山町では、土砂の堆積に関して、町民の生活環境の保全に寄与することを目的として「毛呂山町土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」（以下、「条例」という。）で、規制を行っています。

この条例では、土砂の堆積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為やストックヤード等土砂を堆積している行為を対象としています。

また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものです。

1 土砂の堆積に係る土地の汚染調査の適用除外

※③については届出が必要（様式第4号）該当の有無については事前にお問い合わせください。

①土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500㎡未満の土砂の堆積（500㎡未満であっても、隣接する土地で一年以内に同一事業者により土砂の堆積等を行う場合はその面積の合計）

②土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの

③法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で、規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、町長に届け出たもの

【例】森林法、道路法、河川法、土地区画整理法、都市公園法 等

④公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積

【例】土地改良事業、道路又は河川に関する事業、都市計画事業、公園事業 等

⑤災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積

⑥法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積

⑦その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

ア運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積

イ土地改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積

ウ採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積

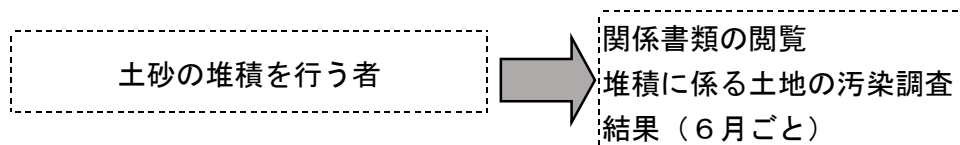
エ 農地改良の目的で行う土砂の堆積

2 土砂の堆積に係る届出

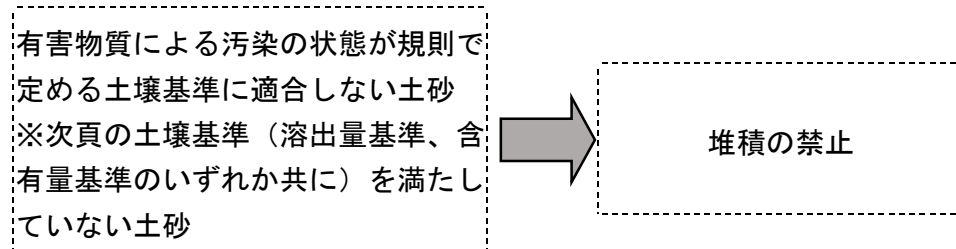
土砂の堆積に係る届出は、下記の手続きが必要となりますので、正本1部（控えが必要な場合は2部）を生活環境課に提出してください。

届出等の種類	届出等の必要な場合	届出等の時期	様式
土砂の堆積に係る 土壌汚染調査結果 届出書	土砂の堆積の着手した 日から起算して6月ごと	調査結果入手次第	第2号
土砂の堆積に係る 水質汚染調査結果 届出書	町長が必要と認める場合は、当該事業区域外の排水について規則で定めるところにより、水質の汚染状況の調査を行う	調査を行った日から起算して14日以内	第3号
許可等の処分等に基づく土砂の堆積 届出書	規則で定める許可等の処分等に係る行為として	あらかじめ	第4号
公益事業確認申請書	規則で掲げる事業に準ずるものとして認められる場合	あらかじめ	第5号

3 土砂の堆積を行う者の義務



4 汚染された土砂の堆積の禁止



5 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	45mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	15mg/kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
P C B	検出されないこと	
シマジン	0.003mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
チウラム	0.006mg/ℓ以下	
有機りん化合物	検出されないこと	
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	
ダイオキシン類	—	1000pg-TEQ/g

で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。

注) 堆積の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目はで囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壌基準（溶出量基準、含有量基準いずれか共に）に適合しない土砂の堆積は禁止されています。

6 土砂の堆積に係る土地の汚染調査

(有害物質 9 物質の土壌含有量調査方法)

ー 土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査ー

(汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 汚染調査を実施する機関

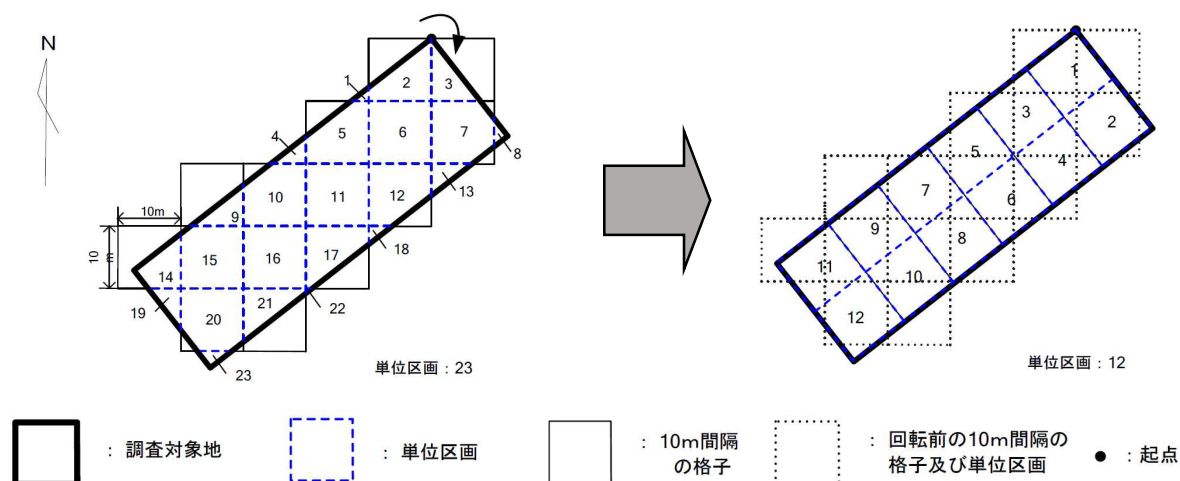
汚染調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼すること。

(2) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端（複数ある場合は、そのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に 10 m 四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、

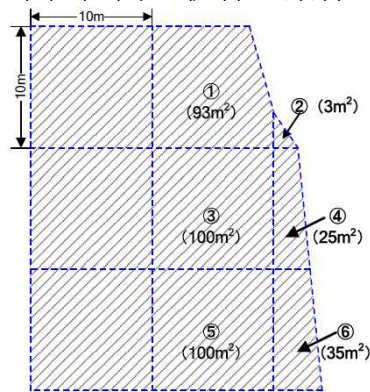
- ① 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。



① 10 m 間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法

- ② 区画された調査対象地（単位区画）であって隣接するものの面積の合計が 130 m^2 を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。（統合した単位区画の一辺の長さが 20 m を超えてはならない。）

・単位区画の統合の条件

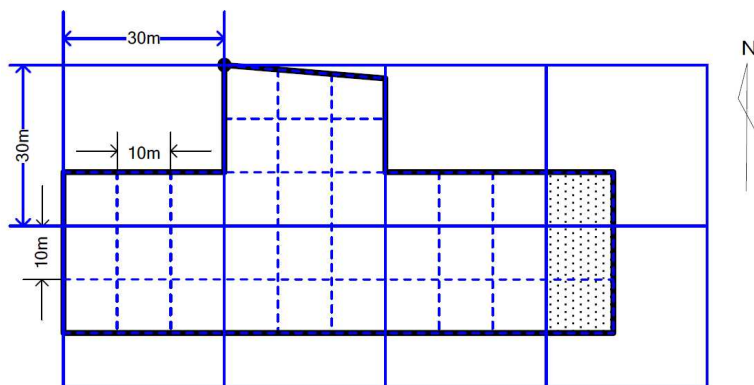


①+②	<	130 m ²	・・・OK
③+④	<	130 m ²	・・・OK
⑤+⑥	>	130 m ²	・・・NG
④+⑥	<	130 m ²	・・・OK
②+③	<	130 m ²	・・・NG
(区画の辺で接していない)			
②+④+⑥	<	130 m ²	・・・NG
(併せた部分を区画する線に垂直に投影した長さが20m超)			

(3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900 m²単位で試料採取を行うこととし、30 m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。

・30m格子の設定方法



凡 例	
	: 調査対象地
	: 起点
	: 単位区画
	: 統合した単位区画
	: 30m格子

(4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(5) 試料採取の方法

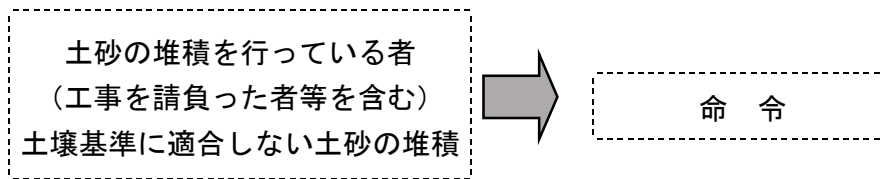
表層(地表から5 cm)の土壌と、5 ~ 50 cmまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合すること。

(6) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

※試料採取の方法は、表層から50 cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

7 命令



8 罰 則

(1) 次に該当する者は、**1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金**

汚染された土砂の堆積等を行っている者若しくはその施行主又は確認を受けた土砂の堆積に関する計画に従って土砂の堆積を行っていない者若しくはその施行主に対する措置命令に違反した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、**500,000円以下の罰金**

- ① 土砂の堆積の届出若しくは汚染調査に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 報告等の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ③ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) (1) (2) の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑

9 書類の提出等

(1) 書類の提出先

毛呂山町役場 生活環境課

(2) 提出部数

正本1部(控えが必要な場合は、副本1部(合計2部)提出してください。)

毛呂山町役場 生活環境課

所 在 地：〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電 話：049-295-2112

F A X：049-295-0771

ホームページ：<http://www.town.moroyama.saitama.jp>

E メ ー ル：seikatsu@town.moroyama.lg.jp